

社会保障論評22-005号 (作成日: 2022年8月12日)

「大学生の就活 就業体験をどう生かす」 朝日新聞2022年8月12日付朝刊8面

- 「大学生が関心のある企業などで実際に働いてみる『インターンシップ』が本格化している」中で、「学生が就業体験をする意味は大きい。…学業こそ学生の本分であることを踏まえ、新しいインターン制度を上手に活用していきたい」との社説である。
- 「採用活動には使用できない」とされてきたインターンについて、2022年6月13日の「基本的考え方」の改定で、一定の条件を満たすものについて、使用可能とできるように変更されている (<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220613002/20220613002-1.pdf>)。
- このインターンにつき、少し古いが2016年1月に、東北大学の加藤修三名誉教授が、国際比較を踏まえ、「貴方の将来を拓く長期インターンシップ」という研究&提言をされている ([http://www.tagen.tohoku.ac.jp/general/info/event/20160115/kato\\_slide.pdf](http://www.tagen.tohoku.ac.jp/general/info/event/20160115/kato_slide.pdf))。
- 2016年頃は、「ブラックバイト」が社会問題になった時期で、その状況について、労働政策研究・研修機構の細川良研究員もセミナーで問題を指摘している(次の検索での「平成28年度」の項、<https://www.jasso.go.jp/search.html?search=学生アルバイト問題>)。
- 一部の悪質企業では、学生インターンを低賃金労働者代わりに使っているのではないかとの指摘もある。「ブラックインターン」問題とも言えようが、就活に焦る学生の足元を見た行為で、バイトの問題も同根であるが、労働者としての取り扱いがされていない。
- これまでのインターンは、「一日インターン」が多かったようだが、それなら「労働」とは言えず、「見学」に近い。それを就活と結びつけることを本気で禁じるのであれば、ハローワーク経由で一般公募の抽選制にでもすれば、抑止効果はあるのではないか。
- 加藤教授は、本来のインターンは仕事の「スキルを身につける」ためのもので、「3ヶ月が最小期間」としている。イメージ的には試用期間に近いものであろう。背景には、日本と異なり、「外国ではスキルがなければ一生就職はできません」という状況がある。
- 日本の新卒一括採用のシステムは、「スキルが無くとも」就職できるもので、欧米に見られる若年労働者の高失業率を防いでいると評価されてきた。だが、「スキルの有る就職希望者が優遇される」当たり前の時代は、もはや到来していると言えるのではないか。
- 資源に恵まれない日本の命綱は「人材」である、と長らく言われ続けてきた。しかし、現状は、人材の育成・登用ではなく、正社員→パート労働者→派遣労働者→学生パート・学生インターンといった労働者身分制による差別にまみれた人材使い捨て状態である。
- どうしようもないのが、政財界に巣くう無能の高齢政治家・高齢経営者である。不祥事の根源はこの連中だが、コンプライアンス強化で束縛が増すのは一般の労働者になる。「魚は頭から腐る」「絶対的権力は絶対的に腐敗する」の例外はほとんど見当たらない。
- 日本を離れば、活躍する若者も目に付く。野茂もイチローも大谷も、日本を離れて輝きを増した。彼らの活躍を日本人として応援する愛国心は尊いが、日本での普通の生活を送る仕事や教育の場を高めていかないと、日本人の誇りは地に落ちかねない。(以上)